

## 第Ⅲ章 給水装置工事の手続き

### 1 給水装置工事の手続き

給水装置の給水工事は、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。(給水条例第5条)

本章では、給水装置工事の申込みから当該工事が完了するまでの手続きについて述べるものである。

#### 1.1 指定事業者が施行する給水装置工事

##### 1 事務処理の流れ

事務処理の流れは、給水装置工事業務フロー図(図Ⅲ-1-1)のとおりである。

##### 2 給水装置工事の申込み

指定事業者における給水装置工事の申込みは次の事項による。

- (1) 給水を受けようとする申込み者(給水装置工事申請者)が指定事業者を選定し、申込み者と指定事業者とで工事契約を交わす。
- (2) 指定事業者は、工事申込みに必要なすべての図書を申込み者に説明の上作成し、企業長に申し込む。
- (3) 申込みに際しての提出図書は、次のとおりとする。

なお、「施行基準様式」とは、給水装置工事施行基準で定める様式とする。

- ① 「給水装置工事申込書」(施行基準第1号様式)
- ② 「(臨時・一般)給水装置工事設計台帳」(施行基準第2号様式) ※工事使用材料欄には、「分岐部から水道メーターまでの使用材料」、「その他配管材料」、「特殊器具等」別に、予定使用材料を記入し、給水装置の構造と材質の基準(以降「構造・材質基準」という。)適合が確認できる規格名又は認証番号等を「承認適合」欄に記入する。また、この様式は、手数料等納入時及びメーター出庫時、工事完成時にも使用する様式とする。
- ③ 「位置図」、「給水計画平面図・給水計画立面図(立ち上がり図)」(施行基準様式第3号)
- ④ 「給水装置工事設計台帳 添付書類チェックリスト」(施行基準第5号様式)
- ⑤ その他企業長が必要と認めたもの ※「給水装置所有者変更届」、「誓約書」、「既存給水装置の同意承諾書」、「所在不明者の同意に係る契約書」、「給水承諾申請書」など。

##### 3 三階建て建物への直結直圧給水の申込み

三階建て建物への直結直圧給水の申込み申請を行う者は、「第Ⅳ章 5.1 直結直圧式」によるものとする。

- (1) 申込みを行う者は、給水装置工事の申込みを行う前に「三階建て建物直結直圧給水事前協議申請書」(施行基準第6号様式)及び必用添付図書を企業長に提出

し、事前協議を行うこと。

(2) 事前協議を受けた企業長は、直結直圧給水の可否について調査し、「三階建て建物直結直圧給水調査報告書」(施行基準様式第7号様式)をもって回答する。

(3) 申込みを行う者は、その回答により給水方式の決定を行い、給水装置の設計を行わなければならない。直結直圧給水が可の回答を受けた場合は、給水装置工事の申込み時に、その回答の写しを添付すること。

#### 4 直結増圧式給水工事の申込み

直結増圧式給水の申込みを行う者は、「第IV章 5.2 直結増圧式」によるものとする。

(1) 申込みを行う者は、給水装置工事の申込み申請を行う前に、「直結増圧式給水事前協議申請書」(施行基準第8号様式)及び必要添付図書を企業長に提出し、事前協議を行うこと。

(2) 事前協議を受けた企業長は、直結増圧式給水の可否を調査し「直結増圧式給水調査報告書」(施行基準第9号様式)をもって可否について回答する。

(3) 申込みを行う者は、可否の結果に基づいて給水方式の決定を含む当該給水装置の設計を行わなければならない。

(4) 申込みの際の提出図書は次のとおりとする。

- ① 「直結増圧式給水調査報告書」(施行基準第9号様式)の写し
- ② 「直結増圧式給水装置設置申請書」(施行基準第10号様式)
- ③ 「直結増圧式給水装置調書」(施行基準第11号様式)
- ④ 「直結増圧式給水装置に関する承諾書(新設・既設)」(施行基準第12号様式)
- ⑤ 水理計算書
- ⑥ その他「2 給水装置工事の申込み」に準ずる。

#### 5 貯水槽式水道工事の申込み

(1) 貯水槽式水道工事の申込みの際の提出書類は、次のとおりとする。

- ① 「貯水槽水道(設置・変更・撤去)届」(施行基準第13号様式)
- ② 受水槽以下設備平面図および系統図
- ③ 水理計算書
- ④ 受水槽までの給水装置については、「2 給水装置工事の申込み」に準ずる。



## 1.2 受付及び承認

### 1 一般事項

- (1) 申込みの受付日及び受付時間は、原則として月曜日から金曜日（年末、年始、祝日を除く）までの午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (2) 「給水工事申込書」（施行基準第1号様式）等は、当日の書類審査を原則とする。
- (3) 記載事項、押印及び添付書類等に不備のあるもの（ただし、その場で修正可能な場合はこの限りではない。）又は、具体的な計画のない工事は受理しない。
- (4) 受付後の審査過程において不備を発見した場合は、速やかに修正するよう連絡するとともに、修正するまで承認を保留する。
- (5) 「給水装置工事申込書」（施行基準第1号様式）等の受付から承認までの日数は、通常1週間程度とする。承認した際は、提出された「給水装置工事申込書」の写しをもって通知する。
- (6) 承認後は、「給水装置工事申込書」（施行基準第1号様式）等は企業長が保管し、納付金等の納付が確認できるまで、持ち出しは禁止する。

### 2 手数料及び加入金の徴収

設計審査手数料は、企業長による設計審査時（工事申請時）、工事検査手数料は、工事検査時（工事検査申請時）に企業長が発行する納付書をもって徴収する。

メーター加入金は、企業長の設計審査終了後、「給水装置工事申込書」の写しによる承認通知時に、納付書をもって徴収する。

### 3 審査事項

企業長は、申込み書類が提出されたとき「第Ⅶ章1 設計審査」に従い審査する。

## 1.3 現場調査

申込み書類を受け付けた後、企業長は、必要に応じて現場調査を行い、給水装置工事設計図書との照合を行う。

## 1.4 工事の施工

- 1 申込みの審査を行い、承認を得たものは工事を着手することができる。
- 2 配水管からの分岐又は撤去を要する工事は、事前に「給水管分岐等立会い申込書（立会予定簿）」に記入し、企業長と施工日時の調整を行う。

## 1.5 工事の竣工

- 1 工事完了後「第Ⅶ章2.1 指定事業者の自主検査」に従い指定事業者による自主検査を行う。
- 2 自主検査合格後、速やかに工事検査を申し込む。
  - (1) 工事検査申込みの提出書類は、次のとおりとする。
    - ① 「給水装置工事検査申請書」（施行基準第14号様式）

- ② 「完成平面図・完成立面図（立ち上がり図）」（施行基準第 4 号様式）
- ③ 「工事使用材料」の修正 ※設計審査時提出「（臨時・一般）給水装置工事設計台帳」（施行基準第 2 号様式）の「工事使用材料」欄を必要に応じて修正を行う。
- ④ 「給水装置工事検査確認表」（施行基準第 15 号様式）
- ⑤ 工事写真 ※工事写真については、「第Ⅶ章 2.4 工事検査の実施」に従う。

## （2）検査事項

企業長は、工事検査申込み書類が提出されたとき「第Ⅶ章 2.4 工事検査の実施」に従い検査する。

## （3）工事検査手数料

工事検査手数料は、工事検査申込時に徴取する。

### 1.6 メーターの出庫

給水装置の新設や改造工事に伴うメーターの出庫は、給水装置工事承認後（設計審査決裁後とし、「（臨時・一般）給水装置工事設計台帳」（施行基準第 2 号様式）に基づきメーターを出庫する。

なお、口径 40 mm以上のメーターについては、設置者負担になることから、手続き等については、事前に企業長と調整し、その指示に従う。

### 1.7 完成検査（現場検査）

1 提出された「給水装置工事検査申請書」（施行基準第 14 号様式）及び「（臨時・一般）給水装置工事設計台帳」（施行基準第 2 号様式）、「完成平面図・完成立面図（立ち上がり図）」（施行基準第 4 号様式）、工事写真に基づき、当該給水装置工事現場にて完成検査を行う。

なお、完成検査については、工事内容に応じ、現場立会検査、企業長によるパトロール検査、机上による写真検査等とし、企業長の指示に従う。

2 完成検査には、机上検査を含め、当該給水装置工事に指名された給水装置工事主任技術者が必ず立ち会う。

3 完成検査に際しての検査事項は「第Ⅶ章 2.4 工事検査の実施」に従い検査する。

4 完成検査で不合格の場合は、速やかに改善し、再検査を行う。

5 完成検査に合格したものは、「給水装置工事完成届」（施行基準第 16 号様式）を提出する。

### 1.8 道路占用及び河川占用許可申請等、監督官庁への諸届

1 道路及び河川占用許可申請手続

道路下（公道）に給水管を布設又は道路下に布設されている給水管を撤去する工事を行う場合は、道路法第 32 条の定めにより、事前に道路管理者に対し、道路占用許可申請を行い、その許可を受けなければならない。

また、河川占用の場合にも河川法第 24 条により、事前に河川管理者に対し、河川  
占用許可申請を行い、その許可を受けなければならない。

市道及び県道、国道並びに河川の占用手続きは、当該給水装置工事の申込者から提  
出される道路占用及び河川占用の申込書に基づき、企業長がこの事務を行う。その際  
の手続きは、以下のとおりである。

#### (1) 申込み方法

給水装置工事の申込みの際、「申込書（道路占用）」（施行基準第 17 号様式）、「申  
込書（河川占用）」（施行基準第 18 号様式）に各申込書の記載事項にある「添付書  
類」及び「添付図面」を添付し提出する。道路占用申込みに際しては、「道路占用  
チェックリスト」（施行基準第 22 号様式）を合わせて提出し、申請内容を確認す  
る。

#### (2) 占用許可関係書類の作成

企業長が手続きを行う、各管理者への占用許可関係書類（申請書、添付書類、工  
事写真、完成届等）は、原則として指定事業者が作成する。

なお、占用許可関係の書類の備考欄には、指定事業者名、所在地、電話番号を  
記入する。

#### (3) 占用工事完了時

占用工事完了時には、「道路占用工事完了届」（施行基準第 19 号様式）、「河川占  
用工事完了届」（施行基準第 20 号様式）を企業長に提出する。また、道路管理者及  
び河川管理者による現場立会を要する場合、原則として給水装置工事主任技術者を  
同行させる。

#### (4) 占用許可を取消す場合等

占用許可手続後、当該工事の占用許可を取り消す場合又は工事期間等の変更を行  
う場合の書類の作成は、指定事業者が行う。占用許可を取り消す場合は、「道路・  
河川占用取下げ願い」（施行基準第 21 号様式）を提出すること。

### 2 給水管分岐及び撤去工事施工時の検査

給水管の分岐工事又は撤去工事時に立会い検査を行う。この場合の取扱いは「第VII  
章 2.4 工事検査の実施」による。

### 3 他の埋設物に対する措置

工事箇所にガス管、電線及び電話線などが埋設されていて、工事上の措置又は工  
事施工後の防護などに特別な配慮を払う必要があると思われるときは、それぞれの  
管理者に連絡し立会いを求め、指定事業者に指示を行う。

### 4 仮復旧又は竣工後の道路陥没等の対応

道路陥没等の緊急時は、指定事業者又は緊急時対応責任者へ連絡する。

連絡を受けた者は、現場を確認し、道路管理者等の指示の下、速やかに、修復又  
は復旧する。

### 1.9 臨時（工事用）給水装置工事

建築工事等の工事用を目的とした臨時の給水装置工事については、「1.1 4 給水装置工事の申込み」と同様とし、その後の改造等工事がある場合は、別途、申請する。

## 2 工事変更等の取扱い

### 2.1 工事内容の変更

給水装置工事の承認を受けた者が当該承認に係る給水装置工事を変更しようとするとき、又は設計審査を受けた者が当該設計審査に係る事項を変更しようとするときは、「給水装置工事取消届・給水装置工事設計変更届」（施行基準第 21 号様式）を提出する。なお、その際は、あらかじめ提出した「給水装置工事申込書」（施行基準第 1 号様式）及び「（臨時・一般）給水装置工事設計台帳」（施行基準第 2 号様式）、「給水計画平面図・給水計画立面図（立ち上がり図）」（施行基準様式第 3 号）を訂正等して企業長に提出しなければならない。

### 2.2 工事の中止

給水装置工事の承認を受けた者が当該承認に係る給水装置工事を中止したとき、又は取り消す場合は、直ちに「給水装置工事取消届・給水装置工事設計変更届」（施行基準第 21 号様式）を企業長に提出しなければならない。